

平成17年第8回調布市住民自治基本条例に関する市民懇談会・会議録 (要約)

- 1 日時 平17年7月13日(木)
午後7時から9時まで
- 2 場所 たづくり 1002学習室
- 3 委員出欠 出席 8人
 - ・ 出席委員..神長 勲委員(座長),丸山 光信委員(副座長),河野 久委員,齊藤 亀三委員,荒木 千恵子委員,小島 嘉子委員,鉄矢 悦朗委員,藤生 よし子委員
 - ・ 欠席委員..無
- 4 傍聴者 13人

次 第

定足数の確認

- 1 開会
- 2 懇談会のこれまでの議論について
- 3 高校生ヒアリングについて
- 4 今後の進行について
- 5 その他

<決定事項>

- 1 高校生ヒアリングは7月20日に調布南高校で行う。総合司会は事務局が行う。
- 2 調整していた8月10日は開催しない(延期)。新たな日程は,9月以降として事務局が調整する。

* ()内は、事務局注釈

神長座長： では第8回を開会する。今日は高校生のヒアリングについて、鉄矢委員から紹介してもらい、そのあと、これまでの経緯とこれからについて、私がまとめた資料を説明し、意見をいただこうと思う。

まず、先に議事3の高校生のヒアリングについて、進捗状況の報告をお願いする。

鉄矢委員： 資料の41を見ていただきたい。内容は「まちのきまりを作ろう」とした。その導入として、「自分たちのまちは自分たちの手で作る」ということについて、調布の事例で考えてもらおうと思う。時間は全部で約2時間。詳細は事務局から説明してもらい、時間配分等について意見をいただきたい。

事務局： 高校の希望が、終業式終了後がよいとのことで、7月20日、午後2時半開始、会場は調布南高校の予定。出席する高校生は、20人弱になる見込み。委員には、出席をよろしく願いたい。事務局は4名の予定。

現在、2時間を予定している。(本日説明する)事前資料と、条例としては大和市と多摩市のものを添付して生徒に事前配布したい。

その場での発言だけでなく、言い切れなかったことも、書いてもらうようにする。資料にある時間配分については、あくまで目安であるが、前半がやや厚いという御意見もあったので、参加者の反応、様子を見ながら、調整したい。テーマとしては、「導入」と「本題」の二つ。「導入」としては、具体的なものが話しやすいと考えて、調布のまちづくり事例として「仙川駅前の桜」、「凸凹山公園」、「ごみ袋有料化」の資料を用意。これを事前配布する。

その導入を踏まえて、「まちのきまりを作ろう」ということで、条例について、高校生がどう思うか聞いていきたい。こちらがメインである。併せて、感想や、意見を紙にも落とししてもらって把握したい。また、それについては、お礼の意味も含めて、高校生と高校に返していきたい。詳細は資料を参照いただきたい。

神長座長： 申し訳ないが、当日、座長は出席できず、鉄矢委員はやや遅れての出席になるが、出席していただける委員によろしく願いたい。前半の事例説明は、もっと軽くなるように工夫をしてほしい。

鉄矢委員： 3つの事例を合わせて、ウォーミングアップと考えている。1つの事例は10分くらいでやりたい。天声人語(仙川の桜の事例)について、気になるのは、この資料だけでは、「とてもよい話」で終わってしまうのではないか。

そうではなかったと思うので、行政マンは(きちんと必要な)手続きをした(後でこういう動きになった)ということがわかるだろうか。この事例については「よい話でした」で終わらないようにしてほしい。

3つの学校でミックスのグループを作って、テーマを与えれば、話すことができると思う。時間を3分とするなど、ゲーム性を持たせて、話しやすい雰囲気を作りたい。

神長座長： 高校の教員はその場に同席するのか。

事務局： 学校によって違うと思う。昨年、子ども条例でヒアリングしたときは、対応が分かれていた。

神長座長： (資料の中の)ファシリテーターとはどういう役割か。

事務局： 推進役というようなもの。

鉄矢委員： ごみ戸別有料化の事例は、どのように（自治基本）条例と絡ませるのか。

藤生委員： ごみについては、自己責任ということではないか。自治条例とは、自己責任でつながるのではないか。

鉄矢委員： あとで、条例とどう絡められるのか。決定のしかたのルールとか、プロセスの話をした方がいいのではないか。

事務局： 有料化という結果ではなく、有料化するまでに議論をつくしたプロセスの話をするつもりである。

鉄矢委員： 説明会が280回とあるのは、何年で280回なのか。

事務局： 2年から3年くらいであったと思う。

鉄矢委員：（ごみについて）懇談会となっているが、説明会のようなものだったのか、懇談会だったのか。そういうことを具体的に出していかないと、高校生が話せないのではないか。

神長委員： 段取りはこの程度で、後は、当日どんな意見が出てくるか。肝心なのは、高校生へのきちんとしたフィードバック。この懇談会には、（ヒアリングの結果について）報告があるのか。

事務局： 出た意見を報告することとしたい。

鉄矢委員： 当日出席する委員には、最後に「まとめ」というところで、委員に意見を求めた場合、長くならないように御配慮いただきたい。また、ヒアリングのフィードバックをするときに、委員からも400字くらいは書いて返すようにしたい。（そのことを）意識しながら、参加していただきたい。

河野委員： 論点の3番目「ごみの有料化」は「手続き」のこと。（ごみ有料化は）手続きに参加しても、意見が必ずしも通ることではないということと、反対意見があってもやらなくてはならないということもあるという事例であろう。

神長座長： 仙川の桜は、前（吉尾）市長のときだったようだが、（高校生など）若い人の意見を聞くような雰囲気はあったのか。

事務局： なかなか機会はなかったのではないかと思う。

神長座長： では、7月20日、よろしく願いしたい。

荒木委員： ごみの有料化については、懇談会のことが書いてあるが、それ以前に市民が参加した上での、有料化を出している。市民の審議会があった。そこも入れたほうがいいのではないか。

神長座長： 今の荒木委員の発言は、いかにも市がお膳立てして（有料化できて）よかったということではないという大きな提議だと思う。

鉄矢委員： 事前資料に（そこが）あるかないかは問題。（そのあたりも）事前資料にないともったいない。（いまの）資料から、そのプロセスを高校生に読み取れというのは至難の業であると思う。

事務局： もう少し工夫したい。

鉄矢委員： 凸凹山公園も、予算カットされていたり、そんなに無理しなくてもいいのではという市民参加の中で、よく続いていると思う。

河野委員：（ごみについては、）市としてはもうどうにもならない中で、どうするかについて市民の意見を聞いたのであろう。

鉄矢委員：（仙川の桜についても）市は、「（桜を）切るよ」ということは、市報でも言った

はず。懇談会のようなもので、桜をどうするかについて取り上げるということは、アナウンスしたはず。それでも、(事例のように)こうなったということについて、高校生にもわかりやすくしたい。

事務局：時系列で市報を拾えばわかりやすいかも知れない。

鉄矢委員：(資料の表記を)「事例1,2」だけではなく、このようなきまりを作った「プロセスの事例1,2」としたほうがよい。

神長座長：次回懇談会での、いい報告を期待している。

次に、私が出した資料に入りたい。前からの約束である「今までのこと」と、「現状はどうであるか」、それから「これからどうするか」であるが、メモの目玉は3番。メモ自体は読み上げず、活発な意見をいただきたい。

まず、提案は、この懇談会の終わりを3月の年度末にしてはどうか。もうひとつは、内容的には「基本条例」という名称にして、こういう考え方でやるのはどうかという、今日現在での案。もうひとつは、8月10日を延期したい。いずれにしても、3月に市長に報告をしたい。

(資料2ページの)「これまではどんなことであったか」。懇談会の成立時に、この懇談会の任期は明示されていないが、(条例に)盛り込む項目を検討し、市長に報告する、とある。この懇談会がイニシアティブを握っている。

開催履歴は資料の通り。懇談会の役割は、「基本条例に関する必要事項の調査・研究」と要綱にある。条例案づくりは、当然には要求されていない。これは、条例案づくりをやる気がないということではなく、ここまでお願いされたわけではないということである。我々にパワーとオリジナリティがあれば、やってもかまわないが、公的にお願いされているわけではない。「調査・研究」であるから、何を考えるべきか、何を構想すべきかは報告する必要がある。いままでの懇談会は、言いつばなしということではなく、すべての委員が基本的な考えや思いを話し、同じスタート地点に立ったという認識。脚本がすでにできているような懇談会になるのは避けたい。(懇談会としての)意志ははっきりしてきたと思う。報告をするに当たって、許す限り、いろいろな人の意見を聞き、報告の参考にしたい。高校生ヒアリングもそうであるが、積極的に行っていきたい。一方で、「どういうタイトル(名称)で」「どういう内容で」「どういう手順で」ということをまだはっきり出せていない。

提案としては、次回以降は論点集中議論としていきたい。任期がはっきりしない中で、月1回開催では、議論が拡散、希薄となることもある。ゴールを決めて、議論を活性化したい。

次に、懇談会と政策室の協議が十分ではないのではないか。政策室内部の方向性も明確ではない気もする。共同歩調をとってやっていくのがいいのではないか。

一番言いたいのは、5である。施策等の、終わったもの、進行中のものが、我々懇談会に伝わってこないのは、不経済である。政策室には、関連資料はきちんと提示して欲しい。

また、もっと基本的な問題として、前段階の経緯の引継ぎがなされていない。そして、条例制定に関する認知、期待、議論、関心があると思えない。

いままでの先達(職員のプロジェクトチーム)の報告書を我々の議論に反映させるのは、マナーであろう。市民が盛り上がっていないのではないかということについて

は、啓蒙的なことは懇談会の手には余るものであり、政策室の役割と考える。

これからについての提案。

3月末を懇談会の任期として報告書を提出し、解散したい

9月から3月までは、月1回から2回開催としたい

8月10日の開催の延期

懇談会の作業目標としては、「調布市の今後を導くものを、法的に根拠付ける根幹的な条例制定の意義を積極的に提言する」報告をするのはどうだろう。条例はいらないのではないかというのもあるが、今までの議論では、制定の方向であろう。

次に、「基本条例の名称を『調布市基本条例』とし、その内容は理念、責務、組織、救済等を含む基本的制度を規定するものとし、内容の具体化は個別条例に積極的に委ねよう」と唱えるということを作業目標にしてはどうか。これには2つの意味がある。ひとつは住民自治基本条例とすると、「住民参加」にシフトして、そちらに軸足が置かれ、その条例の名の下にいろいろ規定していくのが難しくなるのではないかという私の勘。もうひとつは、基本条例という位置づけで、河野委員から重大な問題提起があった。

国の場合は、憲法が一番上にある。その次は法律。政令や省令など、段階があるが、日本では、憲法をいじるのはタブーになっていて、「基本法（農業基本法、教育基本法等）」で一定の方向性を示し、個別の具体的なことは法律で定めている。

自治体である調布市の場合、まず法律の枠から逃げることはできないことがたくさんあり、これは常に念頭におかなければならない。言いたくても、法律で言えないこともあり、言いたいことが法律で規定してあることもある。一般的には、（地方自治体の条例は）法律、法令に抵触してはいけないことになっており、その根幹は地方自治法に定められている。とはいえ、あからさまに抵触しなければ、積極的であっていいし、抵触していると思われることであっても知恵を出してかまわない。法律が無視できない大きな枠としてあるけれども、「基本条例」で調布らしさを出して、政策的な表明をして、その後どう具体化していくかは個別条例でやっていくことが、調布らしさの力量の発揮ではないか。

調布市にも規約集（例規集）があり、多くの個別の条例がある。個別条例でやらなければいけないことが2つある。基本条例を受けて、新しい条例を制定することが必要である。例えば、住民参加条例、住民投票条例かも知れない。もうひとつは、現在ある条例を改正もしくは廃止すること。例えば、調布市には行政手続条例があるが、第10条の公聴会の開催などは見逃すことはできない。もっと果敢に開催するように、条例を改正していくような例。

次に、（懇談会としての）基本条例の骨格作り。「小3の子どもに読んで聞かせることができるようなもの」にしたいということ。条文数は、せいぜい30条くらいにしたい。想定する骨格は、別紙に示したが、前文をおくことを考慮して、思いをこめるのも手法である。市民憲章、基本構想、その他の宣言などのいままでに打ち出された価値は継承すべきであろう。各委員が大事にしたいとした価値についても。

言いたいことを本則で言い、足りないところを補則としたい。大事なものは、本則で、何についてどう述べるか。目玉は第5章の救済。せっかくの基本条例でありながら、うまく展開されないようなことではつまらない。調布市にはオンブズマンがあるので、

その活用を盛り込みたい。もうひとつは、他の自治体にはあまりないが、一定の勧告権限をもつ、評価点検する住民の組織を設けたら、「調布は面白いことをやっている」ということになるのではないか。

最初のほうからいくと、第1条は責務であるが、調布は基本構想や計画などで、「企業」が強く意識されているので、基本条例でもどう取り込んでいくか。企業を住民とするのかどうか。

第2章は、参加の問題。それから第3章で議会と執行機関。第4章に市民ネットワーク。第5章は、先ほど触れた救済。

そのようなことを想定しているのだが、作業方法としては、前提として、条例に関する法制度の知識を一定に持ちたい。座長からの「講義」と河野委員の「補講」をしたい。意見の齟齬を来さないように。作業手順は、集中方式でやりたい。

まとめとして、懇談会と政策室で協調して楽しくやりたい。そして、やりたくてもやれなかったことは、報告書に明記する。以上のようなことを提案したい。

まず、(懇談会を)3月までにするということについては、どうであろう。

荒木委員： 「やった」という一体感がもてない。資料にある「別組織」を作って、というのは・・・。

神長座長： これは、啓蒙のための別組織の意味。もしくは、政策室で(啓蒙を)やればよい。

荒木委員： 懇談会だから、条例を作り上げることまでは想定されていないと思うが、市民参加でやる必要があるので、市民が作り上げることで、市民に浸透する。本当は、すべて公募の市民による分科会でやっていきたいと思っていた。

神長座長： 懇談会が終わった後は、どうするかについては、報告書に市民でやることも盛り込めばいいのではないか。

小島委員： 3月くらいでいいと思うが、その後、もう1回募集するなりして、もっと多くの方に関わってもらうのがよい。

鉄矢委員： 今後の市民参加は、もっと熟成させないと、今ここで作ってもしかたない。3月で一旦区切ることには賛成。(工夫をせずに)ただ、もう1回公募しても、盛り上がらない。懇談会としての方向性を出し、市民参加の担保をしていかないと同じようになってしまう不安がある。

藤生委員： 際限なくやるのは疲れる。やはり3月末くらいを目途にまとめたい。100%満足できるものではなくても、ある程度のところを作りたい。

齊藤委員： これまでに7回、今日で8回だが、なかなか煮詰まってこない。12月までにまとめるのは難しいだろうから、3月末が区切りとなるだろう。(座長の資料に)「条文づくりは、当然には要求されていない」とあるが、この懇談会では、作る方向の意見もあった。このメンバーだけで作ることも問題であるから、骨格と考え方については、この懇談会で大筋を3月までにまとめることに賛成。最終的な条例文については、もっと拡大した別の組織でやってもいいと思う。鉄矢委員の話にあった、「今後進めていくに当たっての仕組みづくり」についても報告するというのも、賛成。

丸山委員： この後を行政にゆだねるのもいかなものかと思うし、我々(市民フォーラム)は、すでに17回くらい同じような検討をしている。この懇談会を(市民フォーラムが)引継ぎ、この懇談会のメンバーや、行政にも入ってもらって作り上げていったらどうだろう。

鉄矢委員： いいアイデアだと思う。(市民フォーラムに)入るのがよくないようなら,(市民フォーラムにも)一旦解散してもらって,新たに組織すればよい。河野委員が前におっしゃったように,たたき台が必要ということもある。たたき台が出てくると,市民の盛り上がりが作れるのではないか。

丸山委員： たたき台がないと,話が分散して話し合いができない。そういう意味でのたたき台を我々(市民フォーラム)は持っている。使って検討していただきたい。前回,行政がたたき台を作ったらどうだろうという話も出たが,行政はそれを想定しているのか。

齊藤委員： 今のディスカッションの内容は,たたき台をどうするかではなくて,この懇談会をどうするか。たたき台を作るかどうかはまだ共通認識ではない。

小島委員： 普通の主婦やお母さんたちとこの話をしても,「むずかしいことをしているのね」で終わってしまう。無関心な人にも関心を持ってもらわなくてはいけない。そうしないと(策定の動きは)拡大しないので,そこは市役所に考えていただきたい。

河野委員： 今後の日程だが,8月は休んで,9月からまたやるということでもいい。12月までにはとても終わらないから,3月までがよいと思う。ただ,それでも月1回では難しいのではないか。月2回としても,3月にまとめるとすれば,2月までで6ヶ月。12回しかない。内容に何を盛り込むかを議論すると膨大な時間がかかる。この懇談会の目的は「条例に盛り込む事項に関すること」であって,大雑把な要綱作りであろう。その後の組織をどうするかは,市役所の問題であって,懇談会がどうすることではないと考える。この懇談会の報告内容は,市はおそらく広報等に載せるのだろうが,そのあとどうするかは市が考えること。この懇談会は,月2回開催して3月に報告ができればいいのではないか。

神長座長： この懇談会でできることをきちんと設定して,きちんと次の段階に渡せるか。そうでなければやりっぱなしになってしまう。この懇談会は自由な立場にあるとも言える。「条例を作らなければいけない委員会」だとしたら大変。そうではなくて,あるべき姿のようなことをどんどん言うことができる。

鉄矢委員： 来週の高中生ヒアリングで,最後にメッセージを投げるのに,今後どうなるのかについて,今後も高校生や中学生に参加する機会があると明言していいだろうか。私は明言したい。次の世代に種を植えつける活動をしたいが,座長はどう思われるか。

神長座長： 3月末までというのは,大方の合意。(高校生への発言は)鉄矢委員の個人プレー(的発言)もいいのではないか。今後も機会があるのかどうかは,高校生も関心を持つだろう。

河野委員： 本当は,要綱があって,高校へ行ければよいが,間に合わない。形が見えない状態で聞かなくてはならないことになる。

齊藤委員： 懇談会は 条例を細部にわたって決定する組織ではないということだろう。今後も,高校生や他の人たちの意見を聞くチャンスはいくらでもあるし,必要だろうから(鉄矢委員が)積極的に言ってもいいと思う。

神長座長： 3月末をもって,我々(懇談会)の任期を区切るということは,大方の合意をいただいたとしたい。

では,今後どういう内容をどういう手順でやっていくかについて。

鉄矢委員： 8月に懇談会を開催しないということは合意したと思う。今回座長から提案された

資料の中での「骨格」については、すでに（市民フォーラムとして）条例案の作成を進められている丸山委員から、意見を言っていただくとよいと思う。

丸山委員： 高校生の意見を聞くのであれば、（市民フォーラムの）メンバーにも発言の機会を与えていただきたい。今、この場で（作っている条文案と比べて）意見をいうのは難しいが。

神長座長： （座長の案については）バランスであるとか、大きな方向性であるとか、どんどん意見を言っていただきたい。

荒木委員： （座長資料の）6ページの「責務」のところだが、住民、行政マン、議会のほかに、「首長」が必要ではないかと思うが。

神長座長： とりわけ「市長がどうであるか」とするのではなく、「執行機関」に含んでいるつもりであり、念頭に入っている。

河野委員： 法律と条例の関係を次回懇談会で座長にレクチャーしていただきたいと思う。

神長座長： 私も、共通に知識が必要だと思っている。

鉄矢委員： 「救済」という意味を説明していただきたい。

神長座長： これは、ある権利や利益を、行政活動によって侵害された時に、どう回復するかという考え方。ここでいえば、住民参加等がどうなっているかについて、チェックすることが必要であると。ひとつはオンブズマンの活用のために条例も改正するなど。もうひとつは、新しい方策などについて、住民が点検評価をするといったようなこと。住民自治（基本条例）を頭においても、（市民参加が）進んでいないではないかなどをきちんとチェックすることが必要であろう。監視する仕組みを恒常的に作りたい。他の（自治体の）例にはあまりないのではないか。

齊藤委員： （座長提案の骨格の）第1章、総則の「責務」の中の、行政の担当者というのは、わかるが、議会の担当者というのは、議員のことか伺いたい。

神長委員： わかりやすくいえば議員（議会の構成員）であって、議会の事務局ではない。

齊藤委員： （資料の）下のほうに、「義務違反がある場合の対応」とあるが。

神長座長： 基本条例的な考えの中で、「しっかりしなさい」と言うような言い方をする場合に、「義務」というのはなじまない。（ので、「責務」としている）。「義務」といってしまうと、「義務違反がある場合の対応」の問題も出てくる。

齊藤委員： これは、「議会の構成員の義務違反」ではないということによいか。「義務と責務」はすべてに対してかかるということによいか。

神長座長： そういう意味で考えている。

鉄矢委員： （座長案を）三鷹と見比べると「危機管理がない」とかあるが、そういう進め方をするのか、しないのか。

神長座長： （座長案について）9月以降に月1回か2回やるとして、どこを重点的にやるのか。関心と熱意をもって言いたいところを重点的に、集中的にやる。あれもこれも総体的にやるよりも、「こういう論点に集中せざるを得なかった」ということで、3月で終わりにしたい。

河野委員： 大雑把な報告を上げていくということ。

齊藤委員： （座長の骨格案が）面白いと思ったのは、市民、行政、議会それぞれのあり方という観点で分けているところ。具体的施策等でないところが面白い。

神長座長： 「企業」という点については、どうか。調布は基本構想等でも企業について触れ

ている。企業については無視できないと思うが。

齊藤委員： 私は、基本構想を作るところに参加したが、調布のまちの成り立ちはもともとは農村。昭和30年代から、東京の衛星都市となり、一方で、目黒や蒲田等の工業地帯が手狭になった時期に、調布が工場を誘致したことから、移転して来た企業がたくさんあった。そういう中で、住宅が増えて、「住むだけ」の住民が増えた。企業については、一時期は公害等も増えたが、今は、そういうことではない。全体で見れば、個人より企業の方がきちっとしていることが多くなってきている。調布市には「住む」だけではなく、「学ぶ」「遊ぶ」などのいろいろな要素があるのだから、そういう意味では、「住んでいる市民」「住民票がある市民」だけを「住民」とするのではなくて、まちを構成する会社も、店も、そこで働いている人も「住民」「市民」とすることが、まちの形成や、全体的なことを考えるときによいと思う。

神長座長： そこは、大きな議論になると思う。あと、地域のネットワークづくりを考えたときに（企業も）はずせない存在である。

齊藤委員： 企業というより、事業者と言ったほうがいいかもしれない。企業というと、つい大きな企業をイメージしてしまう。また、企業を含めないと、まちとしてのバランスが崩れてしまうのではないか。

荒木委員： 福祉や環境問題でも、企業は大きな存在。

河野委員： 企業については、できるだけ一緒にやろうという姿勢でよいのではないか。市民でなければできないこともあって、全部を一緒にするのではなく、ケースによって分けて考えなければいけないのではないか。

神長座長： 同意見であるが、もう一方の問題意識は、これからひとりひとりの市民の機能が調布にとって重要なものになって、協働作業がなされていく中で（企業のことを）無視することはできないということ。

8月の開催はやめて、9月に再開して、その冒頭では、私から、条例についてレクチャーを30分くらいやって、河野委員に補講をしていただこうと思う。

後半は、本日示した「骨格」について、各委員も考え方を出し合うのはどうだろう。

（傍聴に来ている）丸山委員の（市民フォーラムの）活動のメンバーの方、傍聴の方、今日、節目にもなったので、ぜひ発言したい方があればどうぞ。

傍聴者1： 座長のほうから啓蒙の部隊が必要という話があったが、私は広報の活動ととらえているが、市民参加が必要になるわけだが、（現状の参加は）定年を迎えている方、女性の方（が多い）。本来、社会で活躍すべき40代から50代が、こういう場になかなか出て来ない。そういう方がしっかり参加しないと、本当の市民参加にならないのではないか。そういう方が参加できる仕組みを検討していただきたい。

神長座長： そういう方は調布にもたくさんいらっしゃると思うが、たいへんな知恵と能力、ノウハウを持っている。そういう方に役割を担っていただかないともったいない。もうひとかた。

傍聴者2： （懇談会の資料にある）市長の（懇談会委員の）委嘱の際の挨拶を見ていると、「調布らしさを浮き彫りにするような提言を期待する」というような抽象的な表現になっている。その結果か、市長自身が調布市をどうしたいかがはっきりしていない結果かわからないが、今日、委員のみなさんの議論を聞いていて、「調布市はどうすべきな

のか」が伝わってこない。(メモなどの議論の)基本的なことがないから、議論が拡散していて、市民も責任をもって発言したり、協働したりしなければいけないのは当然だが、(懇談会の議論の拡散は)今やっている行政の責任者自身が、そういうものがない結果なのかなと思う。委嘱されて受けたのなら、委員として「こうやりましょう」というのが伝わったほうがありがたいと思って傍聴している。

神長座長： 私としては、議論が活発に、濃縮してきているという意識でいる。市長のことについては、最後に申し上げるが、当初の1回、2回めでは、「調布をどうしたいか」「調布を次の世代にどう渡していくか」について、活発な意見が出ている。それをまとめて、要綱というか、報告書の最初のところではっきり言わないといけない。

市長がはっきりしていないから、この懇談会もふらついているのではないかということについては、そうではないと思う。我々委員は、それぞれが思いを持って引き受けている。いろいろな考えや意見があって、それがようやく1ラウンド終わったところで、「市長がどう考えているのか」というようなことはひとつも出ていない。むしろ、(委員の考えの)違いがわかって、それをどう濃密なものにして、報告書にまとめていくかである。

委嘱されて、引き受けた以上は、自分の考えをしっかりと行って、メンバーで意見を戦わせて、報告を書き上げて、「面白かったな」と言えるようになりたいと思っている。

では、9月の開催を調整するという事。本日の(座長からの)資料について批判もいっぱいいただいて、「こういうように進めようではないか」ということを次回には確定させたい。

次回日程は事務局が再調整し、市報とホームページで周知する。